

社団法人 ミュンヘン日本人会定款（2017 年 改訂版）

日本語概訳

*本定款は独文を正文とし、日本文は複本として訳されたものである。

第 1 条 会の名称、所在地及び 事業年度

1. 本会は「社団法人 ミュンヘン日本人会」と称する。
2. 本会は、ミュンヘン区裁判所（AG）の社団登記簿に登記済みである。
3. 本会の所在地は、ミュンヘンである。
4. 本会の事業年度は、歴年である。

第 2 条 会の目的

1. 本会は、1977 年公布の租税条例の現行条文による課税軽減措置の条項（租税条例第 51 条以下）に基づき、かつ公益目的及び慈善目的に準じ活動する。
2. 本会の目的は、日本人とドイツ人の相互の親睦ならびに文化交流の促進をはかることにある。
3. 本会はドイツ連邦共和国において講演、コンサート、その他の文化的行事を通じ、日本の文化遺産を特にドイツの一般社会に紹介すること、及びドイツやドイツにおける諸問題についての情報を提供しお互いの理解を深め広く共有するための機会を提供することを目的とする。
4. 本会の慈善目的は、自然災害または天災による国内外の、特に日本、ドイツの、被災者に対する支援処置（資金調達を含む）の促進および実施を含む。助成対象となるべき国内法人は、ドイツ税務当局より、租税条例第 51 条以降の意味する認可を受けていなければならない。受益者がドイツにて無制限納税義務を負わない外国法人の場合には、資金の使用目的が正当であることが十分に証明されなければならない。個々のケースにおいては、事前にドイツ税務当局と書面で合意することを要する（租税条例第 58 条第 1 項）。

第 3 条 非営利的団体

1. 本会は非営利的な活動を営むものであり、自らの利益追求を主目的とした活動をしない。
2. 本会の資産は本定款に定める目的のみに使用されなければならない。
本会の会員は、その立場上、本会の資産からの贈与を受けてはならない。
3. 本会の会員は退会の際、または本会の解散または解消の場合に、本会資産の一部なりとも取得してはならない。
4. 何人も本会の目的にそぐわない出費や、または法外に高い報酬により利益を得てはならない。

第4条 会員

1. 本会は、正会員及び特別会員を有する。
2. 本会の目的を支援する自然人ならびに法人はすべて本会の会員になることができる。会員は、日本語で意志の疎通を行う能力を有するものとするが、日本国籍（あるいは法人の場合所在地または本社所在地を日本に有すること）は会員の必要条件ではない。
3. ミュンヘンまたはその近郊に在住する自然人、ミュンヘンおよびその近郊に所在地を有する法人、個人企業、社団および団体（以下、法人等とする）は正会員になることができる。
4. 特別会員になることができるのは次の通りである。
 - a. 会友
主として会報を通じて本会との関係の維持を希望する、ミュンヘンまたはその近郊に住所を持たない自然人ならびに旧会員。
 - b. 賛助会員
本会の目的を賛助する用意のある、4条第3項、第4項aに属さない自然人又は法人、特にミュンヘンまたはその近郊以外に所在するドイツおよび日本の企業、ならびに団体および協会。
 - c. 名誉会長および名誉会員
本会は1名の名誉会長と複数の名誉会員を有することができる。名誉会長は在ミュンヘン日本国総領事である。

第5条 会員資格の取得

1. 本会員資格の取得は、本会の会長宛の書面による入会申込を前提とする。通常は入会申込には会員1名の推薦が必要である。入会決定は役員会が行う。

名誉会員は役員会の指名による。
2. 本会の全ての正会員には会員証が交付される。会員の退会および除名の際には、既に交付された会員証を速やかに役員会宛に返却しなければならない。

第6条 会員の権利

1. 各正会員は会員総会において1票の投票権を有する。法人等の正会員は、法人の法律上の代表者または、2項に沿って役員会に対して指名された代表者が対日本人会の代表者として投票権を行使することができる。
2. 法人、個人企業、社団及び団体は、本会の役員会に対して、当組織の代表者としての権利を行使する1名の代表者を指名しなければならない。この指名は後日、本会の役員会に対して、取り消したり変更することができ、また、新たに代表者を指名することによって、その任務を遂行させることができる。この指名が本会の運営上、不相当と思われる時には、役員会はその指名を拒否することができる。
3. 全ての正会員は、本会の施設の利用ならびに本会の行事に参加することが出来る。正会員の家族についても同様である。特別会員は個々の場合に招待される。

4. 特別会員は、投票権を持たないが、会員総会に出席することができる。

第7条 入会金、会費

1. 全ての会員は一回限りの入会金と、年会費を支払うものとする。

名誉会員には、入会金及び年会費の支払いの義務が免除される。

役員会は、特別な場合には、会費（入会金及び年会費）の支払いの猶予や、会費の減額、または会費の免除をする権限を有する。

2. 年会費の支払期限は歴年の1月31日とする。

3. 入会に際して各会員は入会金の他に、少なくとも6ヶ月分の会費を前納しなければならない。

4. 会員資格の喪失後も、すでに納入された年会費および入会費は返済されない。

5. 入会金と年会費の金額は会員総会でこれを定める。会員総会は重要な理由が提示された場合には一定額の分担金の徴収を決定することが出来る。

6. 本会の目的遂行のために、本会は寄付の収受に努力する。寄付の提供者の対象は、これを限定しない。

第8条 会員資格の喪失

1. 会員資格は、死亡、任意の退会、会員名簿からの抹消もしくは本会からの除名により喪失する。法人、個人企業、社団または団体の場合は、これらの解散、任意の退会もしくは除名により会員資格が喪失する。

2. 退会は、随時認められるが、その場合は本会会長宛に書面にて通知しなければならない。

3. 2度の督促にもかかわらず会費を滞納した会員は、役員会の議決により会員名簿から抹消することができる。抹消の議決は、2回目の督促状の送付後3ヶ月が経過した後、初めて行うことができる。抹消は、当該会員に通知する。会費の納入義務は、抹消により免除されるものではない。

4. 重大な理由があった場合には、役員会は出席役員の4分の3の決議によりその会員を除名することができる。重大な理由とは、その会員によって

a. 本会の信用または利益が著しく危うくされるか、損なわれるか、あるいはその行動が本会の会員として相応しくないことが判明した場合、

b. 本定款の内容や会員総会もしくは役員会での決議事項等に相反し、後にまで影響の残るような違反が行われた場合。

役員会は除名の決議を行う前に、適正な期間を設けて、当該会員が自ら役員会に出頭するか、もしくは書面により弁明またはその見解を表明する機会を与えるものとする。

納入しなければならない会費の支払い義務は除名によって免除されるものではない。

第9条 会の機関

本会には以下の機関を置く。

1. 会員総会
2. 役員会

第10条 会員総会

1. 毎年その年の第1四半期に年次会員総会を招集する。
2. 会員総会は会長が議事日程を記載した書面により、書類発送日から換算して2週間の予告期限をもって召集する。会長に支障のある場合には第1もしくは第2副会長が、これを代行する。書類発送日の確認は郵送の消印の日付が適用される。
3. 年次会員総会は、定款に基づき、次の事項について決議する。
 - a. 経過した事業年度に対する年次決算報告
 - b. 監査員2名の選出
 - c. 監査員により監査済の、年次事業報告書（業務・会計報告）の受領と承認
 - d. 役員会の免責
 - e. 役員を選出
 - f. 入会金および年会費ならびに、場合によっては必要な分担金の金額の決定
 - g. 現行事業年度の予算案
 - h. 定款の変更
 - i. 本会の解散
4. 定款に基づき召集されるすべての会員総会は、会員の出席人数にかかわらず総会として成立する。
5. 各正会員は1票を有する。

投票権の代行は認められない。
6. 会員総会の議題は出席した投票権を有する会員の単純多数決により決議される。賛否同数の場合にはその提案は否決されたものとみなす。
7. 役員会は、本会の運営上必要とみなした場合には随時、臨時会員総会を招集できる。
8. 会員総会の議長は、会長または副会長の推薦によって、会員総会で選出される。
9. 本会の総会で役員等の選出および会員総会の議題は、原則として公開投票で決議される。ただし、出席した投票権を有する会員の多数決により、無記名投票を採択した場合はその限りではない。
10. 会員総会の決議について議事録を作成し、これに総会議長と書記が署名するものとする。議事録には次の事項の記載が必要である。

- a. 総会の場所と日時
- b. 総会の議長名
- c. 出席した投票権を有する会員の人数
- d. 議事日程
- e. 議決の方法
- f. 各々の投票結果

第 11 条 役員会

- 1. 役員会は会長 1 名、副会長 5 名及びその他の役員から成り立ち、全部で 25 名までとする。
- 2. 役員は、会員総会で個別に選出され、その任期は 1 年とする。役員候補者は役員によって提案される。それ以外に、各正会員は立候補する権利を有する。選出された役員は次の選挙まで在任し、再選は認められる。
- 3. 役員は役員の中から、会長 1 名及び副会長 5 名を選出する。
- 4. 役員が任期満了以前に退任したときは、役員会は退任時から次期役員選出までの残留期間の任務を遂行する後任役員を選出する権限を有する。

第 12 条 役員会の所轄

- 1. 役員会は本会の業務を遂行する。定款により会員総会の議決を必要としない全ての案件を決議する。また会規約を作成する権限を有する。
- 2. 役員会は、特に以下の職務を遂行する。
 - a. 会員総会の準備および議事日程の作成
 - b. 各行事年度予算案の作成、会計業務及び年次事業報告の作成
 - c. 本会が採用する職員の雇用契約の締結および解約
 - d. 会員の入会、抹消および除名に関する決議
- 3. 定例の役員会は通常毎月一回必要に応じて開催される。役員会は会長、または会長に支障のある場合は副会長によって書面または口頭により少なくとも一週間の予告期限を守って召集される。役員会は出席役員の数に無関係に決議することができる。
- 4. 役員会の議題は、緊急時において、全役員がこれに対し書面または口頭にて賛意を表した場合に、書面または口頭にて決議することができる。上記の様に決議された事項は、書面にて記録される。
- 5. 役員会の決議は単純多数決による。賛否同数の場合は会長がこれを決定する。会議の内容は議事録に記載される。
- 6. 役員会はそれぞれ 1 名の会員を会計および書記として歴年 1 年間任命する。

7. 役員会は法廷内外において、本会を代表する。

民法（BGB）26 条に基づき、本役員会は、単独代表権を有する会長および 5 名の副会長から成り立つ。本会内部においては、会長に支障がある場合にのみ第 1 副会長が代行権を有し、第 1 副会長に支障がある場合にのみ第 2 副会長が代行権を有する。以下、第 3、第 4、第 5 副会長も同様に代行権を有する。

8. 同一人物が役員会の複数の役職を兼任することは認められない。

第 13 条 定款変更

1. 定款変更の議決は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 の同意が必要である。定款変更は、会員総会の招集の際に、書面によりあらかじめ議事日程を会員に通知していなければ総会で決議することは出来ない。
2. 定款の内容について、監督官庁、裁判所、又は税務署から公的手続き上の理由で改定するよう要求のあった場合は、役員会で定款を変更できる。この定款の変更は直ちに書面にて全会員に通知しなければならない。

第 14 条 会計監査

監査員は経理業務全般にわたる処理が正しく行われているかどうかを常に確認し、監査結果を年次会員総会で報告する。

第 15 条 解散及び財産の用途

1. 本会の解散は、1 ヶ月の予告期間を守って解散の目的のために召集された臨時会員総会によってのみ行われる。解散の申請は各会員に理由を付して書面にて通知される。

その議決には、投票権を有する正会員の 3 分の 2 の出席と、投票された票の 4 分の 3 の同意が必要である。

この臨時会員総会の出席者が投票権を有する会員の 3 分の 2 に達しなければ、4 週間の予告期間をもって新たに会員総会を招集することができる。この総会では投票権を有する会員の出席人数に無関係に、出席した投票権を有する会員の 3 分の 2 の同意により本会の解散を決議できる。

2. 本会の解散の場合、または本定款第 2 条に記載の公益目的が削除された場合には、本会の資産は州都ミュンヘンに帰属し、州都はこの資産を公益又は慈善的福祉の目的にのみ直接使用することができる。

本会資産の将来の使用に関する決議事項は、税務署の同意を得て初めて実施できる。